

令和4年度 行政監査結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	行政監査
2 監査のテーマ	四日市市土地開発公社 解散後の引継状況について
3 監査対象	政策推進部政策推進課
4 監査実施期間	令和5年1月31日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 引き継いだ財産の直接的な管理は適切に行われているか。</p> <p>政策推進課所管の財産は、土地開発公社の解散までは、土地開発公社に管理を委託していた。解散後は、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団に現場確認や除草等の管理を委託し、財産の状況把握や不備のない管理を行えるようにしている。</p> <p>管理委託契約において、現場確認の実施回数を「4回程度」と定めているが、最低実施回数を明示し、さらに必要に応じて適宜実施することと改めた方がより適切な管理が可能となる。業務の報告を受ける際も、報告内容を厳格に確認し、十分な管理を行うことで、今後の売却等に支障をきたさないようにすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 8月31日</p> <p>現場確認の実施回数を4回に改めるとともに、除草後の現場確認を行う等、報告内容を厳格に確認している。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 引き継いだ財産の今後の方向性について【経済性の視点、有効性の視点】</p> <p>引き継いだ財産については、公共の用に供することが適しているものは用途を適切に定めて有効活用するとともに、売却の可能性を今後も探り、その可能性のある物件についての交渉を積極的に進めたり、民間の事業への利活用を図ったりして、維持管理コストがかさむのを防ぐよう努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 8月31日</p> <p>引き継いだ財産の内、公共の用に供することが適しているものについては、所管部署に引き継ぐとともに、売却の可能性のあるものについて交渉を進め、準備が整ったものから売却を進めている。</p>